

# 消費者安全法施行対応マニュアル (生命・身体被害関連)

平成22年2月

消費者庁 消費者安全課

2/8ver. (本マニュアルの内容は、今後変更される可能性があります。)

## 目 次

### I 消費者事故情報の一元化

- 1 消費者安全法等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事故情報一元化に関連する制度・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 消費者庁発足後の事故情報等の流れ・・・・・・・・・・ 10

### II 消費者事故等の通知・公表

- 1 消費者庁への通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 関係機関との連携・連絡（警察、消防、保健所、病院、福祉施設、  
保育園等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 消費者庁に通知された情報の公表・追跡確認・・・・・・・・ 17
- 4 地方公共団体における対応状況・・・・・・・・・・・・ 20

### III 消費者事故等の分析・原因究明

- 1 消費者庁における事故情報分析タスクフォース・・・・・・・・ 22
- 2 消費者庁による事故情報の集約、分析・原因究明・・・・・・・・ 22
- 3 国民生活センター、製品評価技術基盤機構（NITE）の原因究明機能・23
- 4 地方における原因究明機関・・・・・・・・・・・・ 24

### IV 参考

- 1 関連法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 消費者安全法に関する地方公共団体向けアンケート結果・・・・ 36
- 3 生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領（平成  
21年12月9日付）
- 4 消費者事故等の通知状況等について（平成21年12月10日開催消費者  
安全情報総括官会議 資料）
- 5 消費者事故情報等の収集・仕分けと分析・原因究明の推進について（平  
成22年1月27日開催事故情報分析タスクフォース全体会合 資料2）
- 6 消費者事故等に係る情報の集約状況（平成22年1月27日開催事故情報  
分析タスクフォース全体会合 資料3より）
- 7 主な課題（平成22年1月27日開催事故情報分析タスクフォース全体会  
合 資料4～10）

## I 消費者事故情報の一元化

### 1 消費者安全法等の概要

消費者庁の創設及び消費者安全法の施行等に伴って、消費者事故等に関する情報が消費者庁に一元的に集約されることになりました。これを受けて、国の行政機関や地方公共団体、国民生活センターに、消費者事故等に関する情報の消費者庁への通知義務が課されています。このため、地方公共団体やその一部である消費生活センター等における業務にも、様々な変化が生じています。

本章では、消費者安全法、同施行令及び同施行規則（以下、本章及びⅢ1でそれぞれ「法」、「令」、「規則」という。）において、都道府県や市町村の消費者事故情報等の通知等がどのように規定されているのか、その概要について法の章立てに沿って説明します。

なお、各規定のより詳細な解釈の考え方については、「消費者安全法の解釈に関する考え方」（消費者庁消費者安全課）に記載されていることから、これを御参照ください。「消費者安全法の解釈に関する考え方」は消費者庁のホームページからダウンロードできます

（[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/090901safety\\_7.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/090901safety_7.pdf)）。

#### (1) 総則（法第1章）

法第1章には、法の目的や基本理念、用語の定義等が定められていますが、実務上は、消費者庁への情報通知義務の対象となる「消費者事故等」の定義が重要です。また、「消費者事故等」のうち、生命・身体に対する被害が重大であるもの等が特に「重大事故等」として規定されており、これに該当するかどうかにより通知方法等にも違いが生じます。このため、以下、「消費者事故等」、「重大事故等」の定義について、概略を説明します。

まず、「消費者事故等」の定義は、法第2条第5項に定められており、同項は次の3号からなっています。

同項第1号は、事業者が供する商品・製品、物品・施設・工作物、及び役務により、消費者に生命・身体被害が現実に発生している事案を規定しています。ただし、「消費者事故等」に該当するものは、政令で定める一定

程度の被害を伴う場合とされており、具体的には、

①死亡

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が1日以上であるもの

③一酸化炭素等の物質による中毒

とされ（令第1条）、②により医師にかからない比較的軽微な事案は除外されています。なお、以上のような事故が発生した場合であっても、それが、消費者が通常予見される方法とは明らかに異なる方法により使用・利用したことによって発生した場合など、事故が商品等又は役務が通常有すべき安全性を欠くことに起因するものでないことが明らかな場合は、「消費者事故等」には該当しないこととされています。

法第2条第5項第2号は、第1号とは異なり、現に消費者の生命・身体に被害は発生していないものの、そのような被害を発生させるおそれのある事態、具体的には、消費者の生命・身体の安全確保のための基準（法律の規定に基づき、事業者が商品等又は役務をこれに適合させなければならないもの）に適合していなかったこと、異常が生じていたこと、生命・身体に著しい危険が生じたことという事態を規定しています（具体的な要件は、令第2条に列挙されています）。同号により、被害発生の兆候・予兆も「消費者事故等」に含まれることとなります。なお、第1号の場合とは異なり、商品等又は役務が通常有すべき安全性を欠くことが「消費者事故等」に当たる要件とされており、そのような要件を満たさない場合は「消費者事故等」には含まれないこととなります。

法第2条第5項第3号は、消費者に財産被害を発生させるおそれのある事態、すなわち生命・身体被害以外の事案を規定しています。このように、「消費者事故等」には、生命・身体被害以外の事案も含まれますが、これは本マニュアルの範囲を超えることから省略します。なお、財産被害を発生させるおそれのある事態に関しては、割賦販売法及び特定商取引に関する法律の改正に伴って、平成21年11月27日付にて規則が改正されています。

次に、「重大事故等」の定義は、法第2条第6項に規定されています。まず第6項第1号では、第5項第1号の事案（被害が現実に発生している事案）のうち被害が重大なものを規定しています。具体的には、

①死亡

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの又は一定程度の身体の障害が存するもの（注：障害についての詳細は、規則に規定されています）

③一酸化炭素等の物質による中毒

とされ（令第4条）、②により「消費者事故等」の中でも「重大事故等」の範囲が限定されていることとなります。

法第2条第6項第2号では、第5項第2号の事案（被害は発生していないものの、そのような被害を発生させるおそれのある危険な事態や異常な事態が起きた事案）のうち、特に重大な事故等を発生させるおそれがあるものを規定しています。具体的には、消費者の生命・身体の安全確保のための基準（法律の規定に基づき、事業者が商品等又は役務をこれに適合させなければならないもの）に適合していない商品等又は役務の使用等において、物品等の安全確保上重要な部分に劣化が生じていた場合や、飲食物に毒物・劇物等が付着していた場合等が挙げられています（令第5条）。

## (2) 消費生活相談等（第3章）

法第3章は、都道府県及び市町村が実施すべき消費生活相談等の事務を規定するとともに（法第8条）、消費生活センターの設置に関する都道府県の義務（第10条第1項）及び市町村の努力義務（同条第2項）等を規定しています。

第8条に関し、都道府県と市町村との関係については、都道府県は主として広域的な見地を必要とする相談やあっせん、情報提供等を行うこととされていますが、広域的な見地を必要としない事務であっても実施すべき事務の対象から除かれるものではないことに留意が必要です。また、第8条は、都道府県及び市町村が行わなければならない最低限の事務を定めたものであって、各地方公共団体においては、創意工夫を凝らして、消費者

行政に関する事務を実施することが望まれます。各地の地方公共団体の取り組み事例については、地方消費者行政の活性化に取り組む「先導的な取り組み事例集」(<http://www.caa.go.jp/region/pdf/100114kyoukaplan2.pdf> 但し、近日中に改定予定) もご参照ください。

### (3) 消費者事故等に関する情報の集約等 (第4章)

法第4章は、第2章で定義された消費者事故等についての通知義務等について規定しています。

まず重大事故等については、法第12条第1項により、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、事故等が発生した旨の情報を得たときに、直ちに消費者庁に通知することが義務付けられています。また、重大事故等を除く消費者事故等については、同条第2項により、これら機関が情報を得た場合であって、事故等の様態や状況に照らし、被害の拡大や同種・類似の消費者事故等の発生のおそれが認められるときは、消費者庁に通知するよう義務付けられています。これらの通知の具体的な方法や内容等については規則で定められており、本マニュアルのⅡ1で詳細を説明しています。

さらに法第13条では、集約した情報の消費者庁による分析、提供、公表等について、法第14条では消費者庁による情報の分析等に当たっての関係機関への必要な協力の要求等について規定されています。すなわち、消費者庁は、迅速かつ適確に消費者事故等に関する情報を集約・分析し、その結果を取りまとめることとなりますが(法第13条)、そのために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、原因究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができます(法第14条第1項)。また、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができます(同条第2項)。